

クラウド認証サービス等の導入
及び運用保守業務落札者決定基準

令和6年4月

岡山県総務部デジタル推進課

—目次—

1 基本的な考え方	1
1.1 有効数字.....	1
1.2 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応	1
2 提案内容の評価.....	2
2.1 機能評価点の算出方法.....	2
3 価格の評価	2
4 失格要件について.....	3

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容と価格の両面での評価する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

落札者決定方法

「機能評価点」と「価格評価点」の和を「総合点」とし、総合点の最も高いものを落札者とする。（予定価格などの制限の範囲内において、入札があったことが前提である。）

なお、満点は、500点とし、「機能評価点」と「価格評価点」の比率は、以下のとおりとする。

総合点 (500点満点)	=	機能評価点 (450点満点)	+	価格評価点 (50点満点)
-----------------	---	-------------------	---	------------------

1.1 有効数字

評価点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

1.2 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

- (1) 入札者それぞれの「機能評価点」、「価格評価点」が異なる場合、「機能評価点」が高い者を落札者とする。
- (2) 入札者それぞれの「機能評価点」、「価格評価点」が同じ場合、「入札金額」が低い者を落札者とする。
- (3) なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2 提案内容の評価

機能評価点

機能評価点は、提案書に基づいて以下の手順で行う。

機能評価点の算出方法

(1) 項目評価点の考え方

提案内容の評価は、全評価項目満点で450点とし、別紙「クラウド認証サービス等の導入及び運用保守業務に係る評価基準表」（以下「評価基準表」という。）により採点する。

評価項目単位の採点は「0点」～「5点」までの6段階で評価する。

- ① 優れた提案は「5点」とする。
- ② 工夫された提案は「4点」とする。
- ③ 本県で想定していた提案であれば「3点」とする。
- ④ わずかに要件を満たしてないが許容できるもの（劣る提案）は「2点」とする。
- ⑤ 要件を満たしていない点があるが、まだ許容できるもの（著しく劣る提案）は「1点」とする。
- ⑥ まったく記載がない又は要件を大幅に満たしておらず許容できないものは「0点」とする。
- ⑦ ただし、令和7年度から令和11年度のサービス利用委託経費（ライセンス料及び運用保守費）（以下「経常経費」という。）の評価については、次の計算式による

$$\text{評価点} = 100 \times \left(1 - \left(\frac{\text{経常経費} \times 1.10}{\text{経常経費の予定価格}} \right) \right)$$

(2) 加重係数の考え方

評価項目の重要度に応じて加重係数を項目ごとに設定する。

(3) 機能評価点の計算

機能評価点の計算は以下の式で行う。

$$\text{機能評価点} = \text{加重係数} \times \text{項目評価点}$$

ただし、機能評価点は、業者選定委員の人数により平均した値とする。

3 価格の評価

価格評価点

価格評価点は、提案見積に基づいて以下の手順で行う。

価格評価点の算出方法

以下の計算式にて価格評価点を算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札金額} \times 1.10}{\text{入札予定価格}} \right) \right)$$

4 失格要件について

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 要件具備表に、満たしていない項目がある場合
- ・ 機能評価点が 100 点未満の場合
- ・ 評価基準表の「提案に求める内容」欄において、「記載がない場合、失格」としている項目に関し、提案書に記載がない場合
- ・ 入札金額が予定価格を上回る場合
- ・ 令和 7 年度から令和 11 年度のサービス利用委託経費（ライセンス料及び運用保守費）を「経常経費」とし、当該経常経費について本県が設定する価格（「経常経費の予定価格」という。）を経常経費が上回る場合